

1, 第23回精神保健福祉フォーラム in 水戸に参加して

令和元年7月2日(火)午前10時30分から、ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)「小ホール」において、茨城県精神保健福祉会連合会が主催する「第23回精神保健福祉フォーラム in 水戸～みんな集まろう 元気だそう～」が開催されました。主催者発表では関係者約400名が参加し、本会からは直井副会長、和地理事、所理事の3名が参加しました。県連の弓野副会長が司会を務め、冒頭の開会式では県連の兼清(かねきよ)新会長から主催者挨拶、県保健福祉部障害福祉課の前川課長、水戸市の高橋市長からそれぞれ来賓挨拶がありました。

開会式後の午前の部は、最初に県連の兼清会長から「県連からのお知らせ」と題して約15分間の説明があり、「マル福」が4月から1級の精神保健福祉手帳(障害者手帳)所持者が支給対象となり、約1,000名の当事者が恩恵に浴することになったこと。

「JR運賃割引の請願」が、6月国会の衆参両院で採択されたこと。来る10月30日(水)午前10時30分から、当会館において「2019関東ブロック家族会精神保健福祉大会 in 茨城」が開催されること。の3項目が報告されました。

続いて、スピークアウト(当事者からのメッセージ)が約35分間行われました。スピークアウトは、各施設や団体に所属する12名の当事者の方が、1人3分の持ち時間の中で自分の体験を語ったり、歌を歌ったりなどして自由に表現するものです。

昼食を挟んで、午後は「当事者からの主張!!パフォーマンス大会」と題して、県内の代表10団体がバンド演奏、ハンドベル、合唱、踊りなど、日頃自慢の活動の成果をステージで披露してくれました。和やかな雰囲気の中、フォーラムは午後3時過ぎ閉会しました。

2, 移動学習会に参加して

令和元年8月30日(金)、本家族会主催の「移動学習会」が開催されました。午前10時20分、石崎病院前から病院のマイクロバスで出発しました。目的地は、大洗町内の「ゆっくら健康館」です。18名の参加(バス15名・現地3名)がありました。

10時40分過ぎ会場に着くと2階の和室で寺田会長から開催の挨拶があり、寺田会長は、家族が孤立しないための制度が必要だと述べられました。その後学習会が始まり、事務局である医療相談科の中村科長さんが講師となって「心の病を持つ方が使える制度について」と題してご講演いただきました。

レジュメの項目は次の通りです。時間の関係でアンダーラインの掛かった項目に特化して説明いただきました。

【経済面での支援制度】

- ① 各種保険制度(国保, 社会保険, 後期高齢者)
- ② 自立支援医療制度

③ 精神保健福祉手帳

④ 障害年金制度

⑤ 生活保護制度

⑥ 共済保険制度

⑦ 青年後見人制度

【住まいの場の支援制度】

① 公営住宅

② グループホーム（精神・認知）

③ 入所施設

④ 老人ホーム

【在宅の支援】

① ホームヘルプサービス

② 訪問看護

③ デイケア

④ 就労支援施設

⑤ 地域生活支援センター

⑥ 行動援助

【相談窓口】

① 福祉事務所（市町村）

② 支援事業所

③ 医療機関

④ 保健所

⑤ 社会福祉協議会

⑥ 民生委員

【地域支援の仕組み】

① 地域包括ケアシステム

説明の内容については、以下の通りです。

（1）自立支援医療制度

原則1割負担で受診できる（外来・薬局・デイケア・訪問看護で適応）。受給者証の有効期限は1年（3ヶ月前から更新申請可。2年毎に診断書の添付要。有効期限を経過すると新規申請になるので注意。）

※ 手続きは、住所地の福祉事務所（障害福祉課など）

① 申請書

② 医師の診断書

③ 健康保険証

④ 所得確認のための書類（課税状況確認同意書）

⑤ マイナンバーカード（又はマイナンバー通知書）

⑥ 印鑑

※ 所得に応じて、自己負担上限額が設定。（下表のとおり）

| 所得区分 | 自己負担割合 | 1ヶ月の自己負担上限額 | |
|--------------------------------|------------------|-----------------------|-------------------------|
| | | 重度かつ継続に該当しない | 重度かつ継続に該当する |
| ①生活保護世帯 | なし | 0円 | 左記と同じ (認定の 必要なし) |
| ②市区町村民税非課税世帯 (本人収入額80万円以下) | 1割 | 2,500円 | |
| ③市区町村民税非課税世帯 (本人収入額80万円超) | | 5,000円 | |
| ④市区町村民税(所得割) 3万3,000円未満 | | 上限なし (一般医療 と同じ) | 5,000円 |
| ⑤市区町村民税(所得割) ④以上23万5,000円未満 | 10,000円 | | |
| ⑥市区町村民税(所得割) 23万5,000円以上 | 対象外(一般 医療と同じ) | 対象外(一般 医療と同じ) | 20,000円 (自己負担 1割) |

(2) 精神障害者保健福祉手帳

① 受給可能なサービス

所得税, 住民税, 相続税, 贈与税等の控除が受けられる。また, 預貯金の非課税口座が開設できる。公園や美術館等の入園(館)料が減免。バスやタクシーの運賃が安くなるなど。現金の還付が受けられるのではなく, お財布からの出費を抑制することができる。手帳の有効期限は2年(3ヶ月前から更新申請可。)

※ 手続きは, 住所地の福祉事務所(障害福祉課など)

ア 申請書

イ 医師の診断書(又は障害年金証書の写し)

※ 障害年金証書の写しを添付した場合, 手帳の等級は年金証書に記載されている等級となる。

ウ マイナンバーカード(又はマイナンバー通知書)

エ 手帳用の顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚

オ 印鑑

※ 手帳を所持していることにより受けられるサービス一覧。(下表のとおり)

| 制度の区分 | | サービスの内容 | 障害者手帳の区分 | | |
|--------------------|----------------|----------|----------|----|----|
| | | | 身体 | 知的 | 精神 |
| 国福祉 制 の 度 | 生活保護 | 障害者加算の認定 | ○ | ○ | ○ |
| | 諸手当 | 特別児童扶養手当 | ○ | ○ | ○ |
| | | 特別障害者手当 | ○ | ○ | ○ |
| | | 障害児福祉手当 | ○ | ○ | ○ |
| 税制 | 所得税, 住民税の障害者控除 | ○ | ○ | ○ | |
| | 預貯金の新マル優制度の適用 | ○ | ○ | ○ | |
| | 事業税の非課税 | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | |
|---|-------------|------------------|---|---|---|
| 全 国 一 律 の サ ー ビ ス | | 相続税の控除 | ○ | ○ | ○ |
| | | 贈与税の控除 | ○ | ○ | ○ |
| | 運賃割引 | J R旅客運賃の割引 | ○ | ○ | × |
| | | 航空運賃の割引 | ○ | ○ | × |
| | | 有料道路運賃の割引 | ○ | ○ | × |
| | 利 用 料 | NHK放送受信料の減免 | ○ | ○ | ○ |
| | | NTTの電話番号案内利用料の免除 | ○ | ○ | ○ |
| | | 携帯電話の基本使用料の半額割引 | ○ | ○ | ○ |
| | 住 宅 | 公営住宅の優先入居 | ○ | ○ | △ |
| | | 公団住宅の優先入居 | ○ | ○ | △ |
| そ の 他 | 生活福祉資金の貸付 | ○ | ○ | ○ | |
| | 駐車禁止規制の適用除外 | ○ | △ | △ | |
| 都 の 道 サ 府 県 ビ ・ ス 市 町 村 | 税 制 | 自動車税（取得税を含む）の減免 | ○ | ○ | ○ |
| | 手 当 等 | 障害者福祉手当の支給 | ○ | ○ | △ |
| | 医 療 | 心身障害者医療助成制度の適用 | ○ | ○ | △ |
| | 運賃割引 | 福祉バス・タクシーの利用 | ○ | ○ | △ |
| | | 公営・民営交通の割引 | ○ | ○ | △ |
| | そ の 他 | 公共施設の利用料減免 | ○ | ○ | △ |
| | | 水道料金の減免 | ○ | ○ | △ |
| | | 映画館・博物館等の割引 | ○ | ○ | ○ |

※ ○は、手帳を所持していれば受けられるサービス。

△は、手帳を所持していても、受けられる場合と受けられない場合があるサービス。

×は、手帳を所持していても受けられないサービス。

② 申請の要件と等級の目安

ア 申請の要件

その精神疾患による初診から6ヶ月以上が経過していることと、下表のような等級状況に該当することが必要。

※ 精神保健福祉手帳の等級の目安。（下表のとおり）

| 等 級 | 目 安 と な る 状 況 |
|-----|---|
| 1 級 | 1人では日常生活（家の中での生活）を送ることが難しい人。 例えば、入院中の人。通院中の人では、誰かの援助なしに日常生活を送ることが難しい人。 |
| 2 級 | デイケアや作業所に通っていて、時々他人の助言や援助が必要な人。 |
| 3 級 | ほぼ問題なく日常生活や社会生活（仕事をしたり、学校に行ったり、近所の人と普通に付き合えること）を送ることができるが、時々不安定になったりする人。 |

(3) 障害年金制度

① 障害年金制度とは？

公的年金加入者が、病気やけがによって心身に障害を有し、日常生活や就労面で困難が多くなった場合に受けることができる年金制度。

② 利用できる人

加入する年金制度によって、受け取る条件が異なる。(下表のとおり)

| 項 目 | | 障害基礎年金 | 障害厚生年金 | 障害共済年金 |
|----------|---------|------------------------------|----------------------------|---------------|
| 受給 条件 | 初 診 日 | 65歳未満であること(老齢基礎年金繰り上げ受給者は除外) | 厚生年金の加入者であること | 共済年金の加入者であること |
| | 障 害 状 況 | 障害認定日に障害等級表に定める1～2級に該当すること | 障害認定日に障害等級表に定める1～3級に該当すること | |
| | 保 険 料 | 初診日に納付要件を満たしていること | | |
| | 窓 口 | 市町村の国民年金課など | 年金事務所 | 共済組合 |

※ 障害認定日とは、初診日から1年6ヶ月を経過した日(症状が固定した日)。また、20歳前障害の場合は、20歳の到達日を指す。

③ 障害の等級

ア 障害等級表(下表のとおり)

| 障害の程度 | 障 害 の 状 態 | 国民年金 | 厚生年金 | 共済年金 |
|-------|---|------|------|------|
| 1 級 | 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | ○ | ○ | ○ |
| 2 級 | 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの | ○ | ○ | ○ |
| 3 級 | 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの | × | ○ | ○ |

イ 対象となる傷病名

i 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想障害並びに気分(感情)障害

ii 症状性を含む器質性精神障害

脳疾患後遺症による高次機能障害。アルコール、薬物依存によるもの。

※ 故意にその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害、あるいは故意の犯罪行為、重大な過失により引き起こした場合は対象外。

iii てんかん

iv 知的障害

v 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群など

ウ 受給3要件

障害年金は、初診日要件、障害等級要件、保険料納付要件の3つが満たされたときに支給。

※ 障害年金受給3要件の概要表（下表のとおり）

| | | |
|---------|--|---|
| 初診日要件 | 国民年金 | 初診日において、次の①又は②に該当していること。 ① 国民年金の被保険者であること。 ② 国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。 |
| | 厚生年金 | 初診日において、厚生年金の被保険者であること。 |
| | 共済年金 | 初診日において、共済年金の被保険者であること。 |
| 障害等級要件 | 障害認定日に、障害等級（国民年金（基礎年金）は1～2級、厚生年金及び共済年金は1～3級）に該当する程度の障害状態であること。なお、障害認定日において障害等級に該当しない場合でも、その後障害等級に該当すれば、65歳到達日の前日までであれば障害年金の請求することができる。 | |
| 保険料納付要件 | 原則 | 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険期間の内、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が3分の2以上あること。なお、20歳前障害の場合には、そもそも公的年金加入前であるため、保険料納付要件は問われない。 |
| | 特例 | 初診日が平成38年（令和8年）4月1日前にある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納機関がなければよい。但し、初診日において65歳以上の場合は、この特例は適用されない。 |

④ 受給額（令和元年6月～）

ア 障害基礎年金1級・・・年額975,125円

イ 障害基礎年金2級・・・年額780,100円

ウ 厚生障害年金1～3級（計算方法あり）

エ 共済障害年金1～3級（計算方法あり）

※ 手続は、住所地の役所（場）の年金課又は年金事務所、共済組合の年金窓口

i 裁定請求書

ii 医師の診断書

iii 受診状況等証明書

iv 病歴・就労状況等申立書

v 年金手帳

VI マイナンバーカード（又はマイナンバー通知書）

VII 印鑑

（4）特別障害給付金

① 特別障害給付金とは？

20歳を超え学生などで国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障害者を対象とした福祉的措置の制度。

② 利用できる人

ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入の学生で、当時任意加入していなかった期間内に初診日がある者。

イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象の被用者（厚生年金、共済組合の加入者）の配偶者で、当時任意加入していなかった期間内に初診日がある者。

ウ 上記ア、イ共に、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する者が受給できる。ア、イ共に、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する者に限られ、障害基礎年金、障害厚生（共済）年金などを受給できる者は対象外。

③ 受給額（平成31年度基本額）

ア 障害基礎年金1級相当・・・月額52,150円

イ 障害基礎年金2級相当・・・月額41,720円

※ 本人の所得によっては、支給制限される場合がある。

(5) 生活保護制度

① 生活保護とは？

憲法第25条第1項に規定された、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを保障した保護制度で、経済的な理由で困っている者に対して、衣食住などの基本的な生活を保障する。他の経済的な支援と大きく異なる特徴は、本人の預貯金や労働能力、家族（扶養義務者）等による経済的支援、年金や手当等の社会保障制度などのあらゆる手段を講じてもなお、経済的な困難から抜け出すことができなかつた者であるということ。

② 3原理と4原則

ア 3原理

- i 無差別平等・・・性別、年齢等
- ii 最低生活・・・最低生活以上の生活は、抑制される。
※ 茨城県では、自家用車は所有できない。要処分。
- iii 保護の補足性

イ 4原則

- i 申請保護・・・本人申請主義
- ii 基準及び程度
- iii 必要即応
- iv 世帯単位・・・民法の3親等主義

④ 保護の種類（下表のとおり）

| 区分 | 内 容 | 給付内容 |
|------|--|----------------|
| 生活扶助 | 飲食物、被服費、光熱水費、家具什器などの日常生活費 特別な需要に対応する加算（障害者加算など） | 金銭給付 (保護費) |
| 住宅扶助 | 賃貸住宅の家賃や借地の代金など | 〃 |
| 医療扶助 | 入院、診察、投薬、注射、手術などの医療サービス | 現物給付 (サービス) |

| | | |
|------|---|-----------------|
| 教育扶助 | 学用品, 給食費などの義務教育の就学に必要な費用 | 金銭給付 (保 護 費) |
| 介護扶助 | 介護保険サービスの自己負担部分又は介護サービス | 現物給付 (サービス) |
| 出産扶助 | 出産に関する費用 | 金銭給付 (保 護 費) |
| 生業扶助 | 生業費 (小規模事業の運営資金など), 技能習得費 (高等学校等就学費など), 就職支援費 (就職に必要な衣服等の購入費) | 〃 |
| 葬祭扶助 | 遺体の検案, 運搬, 埋火葬等に関する費用 | 〃 |

⑤ 最低生活費

最低生活費の算出は, 地域の級地区分 (1 級地-1~3 級地-2) に応じた年齢, 人数, 逡減率から算出し, 必要に応じ加算額 (障害者加算, 母子世帯加算, 中学校終了前の子供を養育する加算) を加算する。

ア 茨城県内市町村の級地区分表 (下表のとおり)

| 級地区分 | 市 町 村 名 |
|---------------------|---|
| 2 級地-1 (1 市) | 水戸市 |
| 2 級地-2 (4 市) | 日立市, 土浦市, 取手市, 古河市 |
| 3 級地-1 (1 3 市町村) | 龍ヶ崎市, 常陸太田市, 高萩市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 守谷市, 筑西市, 石岡市, 東海村, 美浦村, 利根町 |
| 3 級地-2 (2 6 市町村) | 結城市, 下妻市, 常総市, 北茨城市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 神栖市, 行方市, 桜川市か, 鉾田市, 笠間市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 大子町, 阿見町, 河内町, 八千代町, 五霞町, 境町 |

最後に, 中村科長は, 家族が元気でないと共倒れしてしまいます。社会的資源や家族会などを活用してお互いに支え合い, 共に歩んでいきたいと思います。

午前11時55分午前の学習会は閉会し, 昼食後の午後の部は, 部屋にレンタルしたカラオケセットで日頃鍛錬しているA会員を皮切りに, 参加した会員のほとんどが自慢の喉を披露してくれて, 出発前の午後2時過ぎまで盛り上がりました。ご夫婦で参加されていたB会員は, 当事者が石崎病院に入院したことにより家族会に参加することとなったが, このような形で親睦を図れて有意義だったと感想を述べられました。昨年の移動研修(「いこいの村涸沼」)の時はカラオケ利用がなかったので, 来年度もカラオケで盛り上がるとういねと, 役員一同期待を膨らませていました。

午後2時30分会場を病院のマイクロバスで出発し, 午後3時病院に到着・解散となりました。

【編集後記】

本号が皆様のお手元に届くのと時を同じくして、「視察研修」の開催通知文が届いていることと存じます。家族をしっかりと支え合える家族会を目指して、皆さんの役に立つ研修を計画しておりますので、一人でも多くの会員の皆様のご出席をお待ちしております。

なお、広報紙「いしざき」へのご質問、ご意見、ご要望などありましたら、下記までお願いいたします。

| |
|--|
| 記録・編集：石崎病院家族会 広報紙編集委員会 事務局：東茨城郡茨城町上石崎 4698（石崎病院内） TEL：029-293-7155 FAX：029-293-6062 |
|--|